三豊市人権教育研究協議会講師派遣及び研修会等の負担に関する規程

(趣旨)

1. この規程は、学校教育（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校における教育を

いう。）及び社会教育（社会教育法（昭和24年法律第207号）第２条に規定する組織的な教育活動をいう

。）における人権・同和教育を一層推進するために、別表１に掲げる三豊市人権教育研究協議会構成団体

及びこれを構成する団体（以下「構成団体等」という。）が主催する人権・同和問題に関する講演会又は

研修会（以下「講演会等」という。）への講師の派遣及び講演会等の経費のうち講師への報酬に係る三豊

市人権教育協議会（以下「本協議会」という。）の負担に関し必要な事項を定める。

(講師の派遣)

1. 本協議会の会長（以下「会長」という。）は、三豊市人権教育研究協議会会則第２条（次条におい

て「会則２条」という。）に規定する目的を達することに資すると認められる講演会等を実施する構成団

体等に対し三豊市人権教育指導員（三豊市人権教育指導員設置規則（平成19年教育委員会規則第１号）に

規定する三豊市人権教育指導員をいう。この条、第３条及び第４条において「人権教育指導員」とい

う。）を派遣することができる。ただし、構成団体等が三豊市教育委員会から人権教育指導員の派遣を受

けられるときは、この限りでない。

２　前項の規定による人権教育指導員の派遣は、１講演会等につき２時間までとする。

(講師への報酬に係る本協議会の負担)

1. 会長は、構成団体等が実施する講演会等のうち会則２条に規定する目的に資すると認められる講演

会等の経費のうち講師（人権教育指導員を除く。）への報酬に係る経費の全部又は一部を予算の範囲内で

負担することができる。ただし、構成団体等が三豊市若しくは三豊市教育委員会又はその他の団体等から当

該経費に係る補助金その他金銭の支給を受けるときは、この限りでない。

２　前項の規定による負担の範囲は、１講演会等につき２万円以内とする。

３　会長は、構成団体等が第１項の講演会等を実施するにあたり前項の負担では支障があると認めると

きは、４万円までの範囲内で前項の額を変更することができる。

(人権教育指導員の派遣手続)

第４条　構成団体等の代表者は、第２条に規定する人権教育指導員の派遣依頼を申請する時は、講演会等開催の日の２月前までに講師派遣依頼申請書（様式第１号）を会長に提出してこれを申請しなければならない。

２　会長は、前項の講師派遣依頼申請書を受領した時は、三豊市教育委員会教育長（この条において「教育長」という。）に対し人権教育指導員の派遣依頼を行うものとする。

　３　会長は、教育長が前項の派遣依頼を承諾したときは、第２条に規定する講師の派遣を決定し、申請者に通知する。

　４　会長は、第１項の講師派遣依頼申請書の内容が三豊市人権教育研究協議会会則若しくはこの規程に違反するとき、三豊市人権教育指導員設置規則の規定に明らかに違反するとき、又は前項に規定する教育長の承諾を得られなかったときは、講師派遣依頼の申請を却下し、申請者に通知するものとする。

５　前項の場合において教育長の承諾を得られなかったことのみを理由として申請を却下された申請者は、講師を変更して次条の規定による補助金の交付手続をとることができる。この場合において、申請者は、講師派遣依頼申請書を補正することにより次条第１項の補助金交付申請書に替えることができる。

　６　第１項、第３項及び第４項の申請及び通知は、電磁的記録を送信する方法により行うことができる。

(第３条の負担の請求手続)

第５条　構成団体等の代表者は、第３条に規定する講師への報酬に係る負担を請求する時は、講演会等開催

の日の１月前までに第３条の負担請求書（様式第２号）を会長に提出してこれを申請しなければならな

い。

　２　会長は、第３条の負担の範囲を決定したときは、申請者に通知する。

３　会長は、前項で通知した負担の範囲内で、資金前渡又は概算払により申請者に直接金銭を支給する。

この支給に要する経費は、本協議会が負担する。

４　会長は、申請者からの申出があった場合において給付の完了を確認したときは、前項前段に規定する

支給の方法によらず第２項の負担の範囲内の金銭を講師名義の預貯金口座へ直接振り込むことができる。

この口座振込に要する経費は、前項後段の規定を準用する。

５　申請者は、本協議会が負担する金銭を講師への報酬以外の経費に使用してはならない。

６　申請者は、講演会等を開催した日から１週間を経過した日又は講演会等を開催した日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第３号）を会長に提出し、精算をしなければならない。

７　申請者は、精算の結果返納すべきものがあるときは、直ちに返納しなければならない。

８　前条第６項の規定は、第１項、第２項及び第６項について準用する。

 (決定の取消し)

第６条　会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講師派遣の決定又は第３条の負担の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

1. 構成団体等がこの規程の規定に違反して不当な利得を受けたとき。
2. 構成団体等が虚偽又は不正な申請をしたことが判明したとき。

(不当利得の返還)

第７条　会長は、前条により講師への報酬に係る負担の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に金銭が支給されているときは、当該構成団体等の代表者に対しその返還を請求する。ただし、返還を請求した時から５年を経過したとき又は補助金を交付した時から10年を経過したときは、この限りでない。

(委任)

第８条　この規程に定めるもののほか、講師派遣及び第３条の負担に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、令和６年９月１日から施行する。

別表第１（第１条関係）

高瀬中央保育所、高瀬南部保育所、山本保育所、三野保育所、豊中保育所、松崎保育所、詫間保育所、

須田保育所、上高瀬幼稚園、勝間幼稚園、比地二幼稚園、二ノ宮幼稚園、麻幼稚園、大見幼稚園、下高瀬

幼稚園、吉津幼稚園、豊中幼稚園、松崎幼稚園、詫間幼稚園、曽保幼稚園、山本幼稚園、仁尾こども園、

財田こども園、上高瀬小学校、勝間小学校、比地小学校、二ノ宮小学校、麻小学校、山本小学校、大見小

学校、下高瀬小学校、吉津小学校、桑山小学校、比地大小学校、笠田小学校、上高野小学校、本山小学校、

松崎小学校、詫間小学校、仁尾小学校、曽保小学校、財田小学校、高瀬中学校、学校組合立三豊中学校、

三野津中学校、豊中中学校、詫間中学校、仁尾中学校、和光中学校、香川県立高瀬高等学校、香川県立笠

田高等学校、四国学院大学香川西高等学校、香川高等専門学校詫間キャンパス、各保育所保護者会、各幼

稚園ＰＴＡ、各認定こども園ＰＴＡ・保護者会、各小学校ＰＴＡ、各中学校ＰＴＡ、三豊市自治会連合会、

三豊市公民館、三豊市民生委員・児童委員協議会、三豊市人権擁護審議会、観音寺人権擁護委員協議会、

三豊市身体障害者協会、三豊市老人クラブ連合会、三豊市婦人団体連絡協議会、三豊市青年団、三豊市子

ども会育成連絡協議会、三豊市愛育会、三豊市商工会、三豊市企業人権・同和推進協議会、部落解放同盟

三豊市連絡協議会、自由同和会香川県本部山本支部、たかせ人権福祉センター、ふれあいプラザにお、上

高野文化センター、前田児童館及び上高野児童館

様式第１号（第４条関係）

年 　月 　 日

三豊市人権教育研究協議会会長　様

（申請者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　構成団体等の名称：

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名：

講師派遣依頼書

下記のとおり人権・同和問題に関する講演会・研修会を予定していますので、講師として三豊市人権教育指導員の派遣をお願いします。

記

1　講 師 名 　　　　　　　　　　人権教育指導員

2　日　　時 　年　　月　　日（　曜日）　　時から　　時まで

3　場　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　内　　容

〇講演会・研修会の目的や内容など（できるだけ具体的に）

〇受講対象者及び参加予定人数等

5　備　　考

6　問 合 先　　　（担当者）　　　　　　　　連絡先：

様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

三豊市人権教育研究協議会会長　殿

（申請者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　構成団体等の名称：

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名：

第３条の負担請求書

|  |  |
| --- | --- |
| 講演会予定 | 期日： 　　　　年 月 日　（ 曜日） 時間： 時 分　～ 時 分場所： 　　 研修人数： 　人（対象者：　　　　　　　　） |
| 講 師 | 住所氏名 |
| 講　演　題 |  |
| 申　請　額 | 　補　 助　 金　 申　 請　額 | 円 |
| 自　　己　　負　　担　　額 | 円 |
| 　支　　払　　予　　定　　額 | 円 |
| 支　払　方　法 | １．現　金　払 |
| ２．口座振込 | 金融機関名(支店) | 口座名義(ｶﾀｶﾅ) |
| 口座番号 |
| 本件の担当者名 | 氏名 | ℡ |

添付書類　　・講演会等の開催要項又はチラシ

　　　　　　・講師への依頼文書（写）

様式第３号（第５条関係）

事業実績報告書

実施団体

|  |  |
| --- | --- |
| 講演会・研修会名 | 　 |
| 人権のテーマ | 　部落差別　・　　障がい者差別　　・　　外国人差別　　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 開 催 日 時 | 年　　月　　日（　　）　　：　　～　：　 |
| 開催場所 | * オンラインで実施
 |
| 参加人数 | 　　　　　　人 |
| 対　象　者 | 保護者　・　児童（生徒）　・　教職員　・　その他（　　　　　） |
| 演　　　題 | 　 |
| 講師 | 住　　　所 |  |
| 氏　　　名 |  |
| 報　　　酬 | 　補　　　助　　　金　　　額 | 円 |
| 自　　己　　負　　担　　額 | 円 |
| 報酬等講師への支払額 | 円 |

添付書類　　・報酬等を支払ったことを証する書面（領収書又は振込明細書）